

平成 28年 1月 吉日

会員各位

東京都社会保険労務士会
中央統括支部
統括支部長 大石 誠
(公印省略)

平成27年度第4回中央統括支部研修会（後期必須研修）のお知らせ

会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は中央統括支部の事業運営につきましてご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中央統括支部では、本年度の後期必須研修会を下記のとおり開催いたします。ご多忙中とは存じますが、開業、勤務を問わず、多くの会員の皆様方にご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

- 開催日時：平成 28年 2月 16日（火） 18：20 ～ 20：30
(入場受付：17：55より)
- 会場：日本橋公会堂ホール（日本橋劇場）
東京都中央区日本橋蛸殻町1-31-1 TEL：03-3666-4255（代表）
<http://www.nihonbasikokaido.com/hall> ※ 案内図下記
- ご挨拶：中央統括支部 統括支部長 大石 誠
東京都社会保険労務士会 未定 18：20 ～18：30（10分）
- テーマ・講師：①『障害者差別解消に向けての対応』
(時間) 18：30 ～ 20：00 頃 (約90分)
(講師) 上智大学 法学部 准教授 永野 仁美 氏
②『マイナンバー制度開始で、ますます重要になる電子申請！』
(時間) 20：10 ～ 20：30 頃 (約20分)
(講師) 業務推進委員会 電子化部会

【研修の趣旨】

平成28年4月1日から「障害者差別解消法」が施行されます。この法律は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

このことに関し、厚生労働省から社会保険労務士が業務を行う上でのガイドライン（素案）も示されてきています。このガイドラインでは、障がい者への差別的取り扱いをしないこと、また必要かつ合理的配慮を行う上でどのようなことを理解しておかなければならないのか、どのような対応をとるべきなのか、についてご講義いただきます。

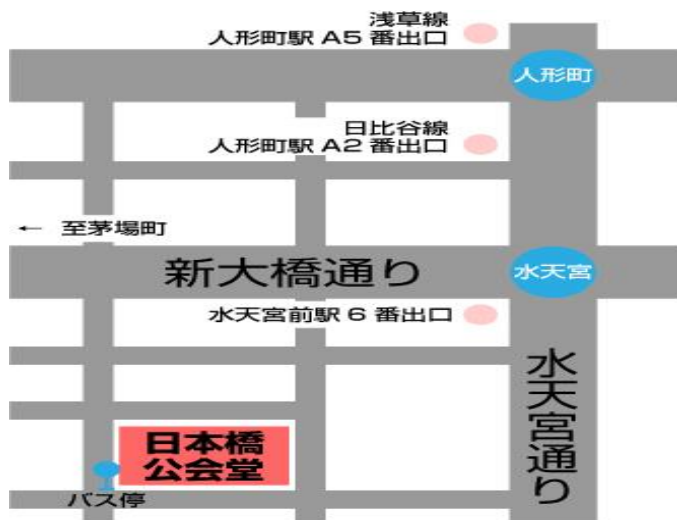
○会場までのアクセス

◆東京メトロ

- ・半蔵門線「水天宮」駅 6番出口から徒歩2分
- ・日比谷線「人形町」駅 A2 徒歩5分
- ・東西線「茅場町」駅 4-a 出口から徒歩10分

◆都営地下鉄

- ・浅草線「人形町」駅 A3・A5 出口から徒歩7分



以上

今回の研修は必須研修（東京会に受講履歴が残るもの）です。

必ず受講するようにして下さい。